

都城市文化賞候補者推薦要領

1 候補者資格

都城市の出身者、在住者若しくは縁故者又は市内に所在する団体で、本市文化の向上発展に関し、特に顕著な業績又は功労のあった者若しくは国内又は国外での活動が、国内外で高い評価を得た者とする。

(1) 文化賞の種別

- ① 学術部門：学術研究の分野における特に顕著な業績により、本市文化の向上発展に著しく寄与したこと
- ② 芸術部門：芸術文化活動の分野における特に顕著な業績により、本市文化の向上発展に著しく寄与したこと
- ③ 技術部門：産業技術の分野における特に顕著な業績により、本市文化の向上発展に著しく寄与したこと
- ④ 社会教育部門：永年にわたる社会教育、生涯学習の分野における特に顕著な普及向上の功績により、本市文化の向上発展に著しく寄与したこと
- ⑤ 体育部門：永年にわたる体育、スポーツの分野における特に顕著な普及向上の功績により、特に本市文化の向上発展に著しく寄与したこと
- ⑥ 文化功労部門：永年にわたる文化（学術、技術、芸術等）の分野における特に顕著な普及向上の功績により、特に本市文化の向上発展に著しく寄与したこと

※「特に顕著な業績又は功績」とは、その業績等が市内の特定の地域に留まらず全市的に認められ、かつ全県的な水準であること。

※「永年」とは、概ね20年以上を目安とする。

2 推薦者資格

- (1) 都城市内所在の機関又は団体（自薦は除く）
- (2) 都城市内在住の個人（自薦は除く）

3 推薦方法

- (1) 一候補者に関し、ひとつの部門について行うものとする。
- (2) 別紙様式による推薦書 [No.1, No.2] に、次の書類等を添えて提出するものとする。
なお、提出のあった書類・資料等は、返却しないものとする。返却が必要な場合は、事前に申し出るものとする。

- ① 各部門共通：業績が掲載された新聞記事、関連誌記事等
- ② 学術部門：推薦する業績に関する論文
- ③ 技術部門：推薦する業績に関する論文、特許に関する資料等
- ④ 芸術部門：展覧会・コンクール・大会等の受賞状況等が分かる資料や作品に関する図録等
- ⑤ 社会教育部門：社会教育に係る地域への貢献が分かる資料
- ⑥ 体育部門：体育・スポーツに係る指導等の功績が分かる資料等
- ⑦ 文化功労部門：推薦する分野における地域文化への貢献が分かる資料（文化団体の会報、記念誌等）等

4 表彰の対象としないもの

- (1) 都城市文化賞条例第7条に該当するもの
- (2) 都城市文化賞条例施行規則第3条第3項に規定する委員との接触行為が発覚したもの